

第35回全国水産加工品総合品質審査会実施要領

《一般審査用》

1 趣 旨

全国で生産されている水産加工品等の品質向上を図り、あわせて水産加工業者の生産、技術、販売についての意欲向上に寄与することを目的とし、農林水産祭の一環として行うものとする。

2 名 称

第35回全国水産加工品総合品質審査会

3 主催及び後援

- (1) 主催 全国水産加工業協同組合連合会
- (2) 後援 農林水産省

4 会 場

- (1) 審査会場 東京都中央区銀座2-10-2
ホテルモントレ銀座
- (2) 表彰式会場 東京都中央区銀座2-10-2
ホテルモントレ銀座

5 会 期

- (1) 告知 令和6年8月1日（木）～令和6年8月31日（土）
- (2) 審査会 令和6年11月8日（金）
- (3) 表彰式 令和7年2月28日（金）

6 出品者

- (1) 全国水産加工業協同組合連合会の会員及び傘下組合員
- (2) 水産加工食品関係全国団体（別紙①）の会員及び傘下組合員

- (3) 水産加工業協同組合及び組合員
- (4) その他会長が特に認める者

7 出品物の範囲

一般水産加工品（非食用品を除く）

8 出品要領

- (1) 出品点数 制限なし
- (2) 出品規定 出品物は、通常市販している水産加工品及び新水産加工品とする。
- (3) 申込期限 令和6年8月31日（土）まで
- (4) 申込方法 別添申込書により所属加工協又は加工団体を通じ、全国水産加工業協同組合連合会へ申込みこと。
- (5) 出品物の集荷搬入
出品者は、各出品物を指定された日までに指定された場所へ搬入する。
- (6) その他 出品物は、すべて無償とする。

9 出品料

- (1) 2次審査に出品する出品者からは、1品につき会員及び傘下組合員については**1,650円（税込み）**、それ以外の者については**5,500円（税込み）**を徴収する。
- (2) 2次審査に出品する出品者は、審査会の1週間前までに指定された口座へ所定の金額を振り込むこと。

10 出品物の審査

- (1) 出品物の審査は、別に定める審査規程により行う。
- (2) 出品者は、審査の結果に対し、何ら異議を申し立てることが出来ない。

1 1 審査委員

審査委員名簿のとおりとする。

なお、オブザーバーとして、水産庁担当者が審査に対してアドバイスを行うことができる。

1 2 表 彰

審査の結果、優秀な出品物に対しては、賞状（農林水産大臣賞、水産庁長官賞、東京都知事賞、一般社団法人大日本水産会会長賞、全国水産加工業協同組合連合会会長賞）を表彰式会場において授与する。

ただし、農林水産大臣賞については、商品として継続的に生産販売しているものを対象とする。

1 3 出品物の管理保護

出品物については、受付後、品質審査会終了まで、主催者において十分な注意をもって管理するが、損傷等があったときは、主催者はその責任を負わない。

1 4 出品物の会期終了後の措置

出品物は、原則として主催者が処分するものとする。

1 5 受賞出品物の公表について

受賞出品物については出品物名、企業名、住所などを公表するものとする。

付則

この選定要領は、令和6年度に適用するものとする。

水産加工食品全国団体

全国珍味商工業協同組合連合会

全国加工海苔協同組合連合会

全国調理食品工業協同組合

全国いか加工業協同組合

公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会

一般社団法人日本かまぼこ協会

一般社団法人全国削節工業協会

一般社団法人全国すり身協会

一般社団法人日本昆布協会

日本鮪缶詰輸出水産業組合

日本水産缶詰輸出水産業組合

日本わかめ協会

一般社団法人大日本水産会

第35回全国水産加工品総合品質審査会審査規程

《一般審査用》

- 1 全国水産加工品総合品質審査会の審査は、この規程により行う。
- 2 審査は、次に掲げる審査基準及び審査方法に基づき、審査委員の総合点数並びに総合評価により順位を定める。

3 賞の種類及び数

ア 賞の種類及び数

(1) 農林水産大臣賞	5点
(2) 水産庁長官賞	10点
(3) 東京都知事賞	5点
(4) 一般社団法人 大日本水産会会長賞	10点
(5) 全国水産加工業協同組合連合会会長賞	10点
	計 40点

イ 選 賞

- (1) 農林水産大臣賞は、各部門の最も優れた出品物であることを原則とし、出品者の技術、経営状況及び出品物の販売実績等を総合的に考慮し、選賞する。
- (2) 水産庁長官賞は、原則として各部門の優れた出品物のうち、(1)の受賞品を除き選賞する。
- (3) 東京都知事賞は、原則として各部門の優れた出品物のうち、(1)及び(2)の受賞品を除き選賞する。
- (4) 一般社団法人大日本水産会会長賞は、原則として各部門の優れた出品物のうち、(1)、(2)及び(3)の受賞品を除き選賞する。
- (5) 全国水産加工業協同組合連合会会長賞は、原則として各部門の優れた出品物のうち、(1)、(2)、(3)及び(4)の受賞品を除き選賞する。

4 審査基準及び審査方法

審査は、次により公正を旨として行う。

(1) 審査基準

1) 審査項目

第1類：乾製品（節類含む）

第2類：加熱調味加工品（ねり製品含む）

第3類：非加熱調味加工品、塩蔵品、藻類加工品

第4類：魚卵加工品、発酵食品、生食加工品

第5類：燻製、魚醤油・エキス、冷食加工品、缶詰・レトルト、その他の5分類の出品物につき、それぞれ、原料、官能特性（形状、色沢、香気、食味、食感、添加物・副資材）、着想、技術、包装を審査項目とする。

2) 審査項目の点数は、原料：10点、官能特性：30点、着想：20点、技術：20点、包装：20点とし、総合点数を100点として採点する。

(2) 審査方法

1) 1次審査は、出品者の所属する加工業協同組合又は加工団体の長に委託して行うものとする。

審査は(1)の審査基準によるほか、技術、経営が一定の業界水準に達しているものについて行う。

2) 2次審査は、出品者名を秘し、審査委員により行うものとする。

(3) その他

小売用包装製品については、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の正化に関する法律（JAS法）、計量法など、法律で定められている義務表示事項が遵守されていない場合、審査の対象としない。